

確認してください

知っておきたい税情報

市が行う公共サービスは、市民一人一人が納める税金で賄われています。

今回、市税などの税に関する情報を紹介します。

7ページには「平成30年度税・保険料などの納付期限一覧」を掲載しています。
ぜひ活用してください。

見直しました

「固定資産税・都市計画
税の土地と家屋の評価額」

固定資産税・都市計画税の算定の基になる土地と家屋の評価額を、3年ごとに見直す制度を評価替えといいます。本年度はその評価替えの年に当たり、評価額の見直しを行いました。

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産について、所有者に課税される市税です。本年度の納税通知書は、5月中旬に発送しますので、最寄りの金融機関や、コンビニエンスストアなどで納めてください。

い。

国税務課資産税班(☎62・5323)

5月31日(木)までに納付を

「軽自動車税」

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車などの所有者に課税される市税です。本年度の納税通知書は、5月中旬に発送しますので、最寄りの金融機関や、コンビニエンスストアなどで納めてください。

軽自動車税の減免制度

身体障害者などの移動のために利用する軽自動車については、

軽自動車税を減免する制度がありますので申請してください。

対象／軽自動車を所有する身体障害者・知的障害・精神障害のある人、その家族などで一定の基準を満たす人

申請期限／5月31日(木)

☎国税務課課税班(☎62・5321)

5月31日(木)までに納付を

「自動車税」

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税される市税です。本年度の納税通知書は、5月上旬に発送されます

問…問い合わせ
申…申し込み

国民健康保険税(国保税)の税率を改定

資産割を廃止し、課税限度額を引き上げました。

本年度の国保税の納税通知書は、6月中旬に発送予定です。

税率と課税限度額の改定内容

区 分		改定前	改定後
医療分	所得割 ※	6.6%	6.6%
	資産割	20.0%	廃止
	均等割(1人当たり)	21,000円	21,000円
	平等割(1世帯当たり)	26,000円	26,000円
	課税限度額	51万円	54万円
後期高齢者 支援金分	所得割 ※	2.3%	2.3%
	均等割(1人当たり)	12,000円	12,000円
	課税限度額	14万円	19万円
介護分	所得割 ※	1.7%	1.7%
	均等割(1人当たり)	14,000円	14,000円
	課税限度額	12万円	16万円

※前年の総所得額－33万円に税率を掛けて算定します。

確認を



ので、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

インターネットや、金融機関が設置するATMを利用した納

付も可能です。利用するには納期限までに手続きが必要です。

☎自動車税事務所(☎043・243・2721)、旭県税事務所(☎62・0772)